

未定稿

栃木県農地バンク事業の事務処理手引き

令和5年6月

栃木県農地バンク
(栃木県農地中間管理機構)

目次

農地バンク事業の手続きについて

1 手続きについて.....	1
2 事務スケジュールについて.....	7

様式集

1 別紙		
別紙 1	農地バンクが借入できる要件等について(運用).....	9
別紙 2-①	物納の取り扱いについて.....	11
別紙 2-②	物納取扱依頼書.....	12
別紙 2-③	納入報告書.....	14
別紙 2-④	納入確認書.....	15
2 参考様式		
参考 1-①②	農地バンク事業相談カード(出し手用・受け手用).....	16
参考 2	全部事項証明書取得依頼書.....	18
参考 4-①②	農地バンク事業チェック表(出し手用・受け手用).....	19
参考 5	農地バンクの借入れ・貸付け契約に必要な書類.....	21
参考 6	預金口座振替依頼書.....	22
参考 7	振込依頼書.....	23
参考 8	境界確認書.....	24
3 別記様式		
別記様式 3-①②③	農用地等貸付け申出書(賃貸借・使用貸借・物納).....	25
別記様式 4-①②	利用権設定の各筆明細、共通事項【借入】.....	28
別記様式 5-①②	農用地利用集積等促進計画(案)・農用地利用集積計画(案) について(送付分).....	31
別記様式 6	借受者選定理由書.....	33
別記様式 7-①②	農用地利用集積等促進計画(案)各筆明細、共通事項.....	35
別記様式 8-①②③	農業経営の状況等(個人用・農業生産法人用、 農業生産法人以外の法人用).....	39
別記様式 10-①②	利用権設定の各筆明細、共通事項【貸付】.....	43
別記様式 11	相続人代表者届、相続関係図.....	47
4 契約解約・変更様式		
農地バンク事業の契約変更及び解約手続き一覧表.....		49
様式 1	農地賃貸借(使用貸借)契約(一部・全部)解約申出書.....	51
様式 2-①②	農地賃貸借(使用貸借)契約(一部・全部)解約書.....	52
様式 3-①②	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書.....	54
様式 4-①②	農地賃貸借(使用貸借)契約者変更申出書.....	56
様式 5	農地賃貸借(使用貸借)契約変更申出書.....	58
様式 6-①②	農地賃貸借(使用貸借)契約変更契約書.....	59
様式 7	変更届.....	62

1 農地バンク事業の手続きについて

1 事務処理の手順について

(1) 窓口相談等について

農地バンクから業務委託を受けた市町(農業委員会を含む)、市町農業公社、農協等(以下「市町等」という。)の窓口では、出し手や受け手等からの各種相談への対応をお願いします。

(2) 貸付希望者及び借受希望者の申出

市町等は、貸付希望者(出し手)及び借受希望者(受け手)に、農地バンク事業相談カード【参考1-①②】を提出してもらいます。

※この時点では農地バンク事業を活用が確約できないことを説明してください。

(3) 貸付希望農地の調査等

市町等は、(2)の農地等について、現況や権利関係等について調査を行います。

- ① 農地バンク事業規程及び「公社が借入できる要件等について(運用)」【別紙1】に基づき、農地バンク事業チェック表(出し手用)【参考4-①】で、借受けが可能かどうかを判断します。
- ② 全部事項証明書(登記簿謄本)により権利関係等の確認を行います。
全部事項証明書取得依頼【参考2】を農地バンクに提出いただければ、農地バンクが全部事項証明書を取得し、確認結果を市町等に報告します。
- ③ 農地バンクでの借入が困難(不可能)な場合、農地バンク事業以外の方法での契約を検討してください。
- ④ 物納を希望する場合には、「物納の取り扱いについて」【別紙2-①】に基づき、実施します。

(4) マッチング

市町等は、農地バンク事業規程で定められている基準を踏まえ(3)で借受けが可能となった農地と借受希望者のマッチングを行います。

- ① 借受希望者については、農地バンク事業規程及び「公社が借入できる要件等について(運用)」【別紙1】に基づき、農地バンク事業チェック表(受け手用)(参考4-②)で、貸付けが可能かどうかを判断します。また、出し手、受け手の要望等についても考慮してください。
- ② マッチングが成立した後は、借受者選定理由書【別記様式6】を作成してください。

【集積計画一括方式の場合】

(5) 農用地利用集積計画の作成

- ① マッチングが成立した後は、出し手は農用地等貸付け申出書【別記様式3-①②③】を提出します。
※賃貸借・使用貸借・物納は別に作成してください。
- ② 市町は、農用地利用集積計画(各筆明細・共通事項)【別記様式4-①②】及び【別記様式10-①②】を作成します。(入力シートの作成)
- ③ 出し手に承諾、同意(押印)を得た②に、チェック表【参考4-①】、振込依頼書【参考7】、物納の場合は物納取扱依頼書【別紙2-②】、その他関係書類を添付し、農地バンクに提出します。
- ④ 受け手に承諾、同意(押印)を得た②に、チェック表【参考4-②】、境界確認書【参考8】、預金口座振替

依頼書【参考 6】、及び物納の場合には物納取扱依頼書【別紙 2-②】、借受者選定理由書【別記様式 6】、農業経営の状況等【別記様式 8-①②③】その他関係書類を添付し、「農用地利用集積計画(案)について」【別記様式 5-②】により農地バンクに提出します。

(6) 利害関係人への意見聴取・知事協議

農地バンクは、提出を受けた農用地利用集積計画案の内容を農地バンクホームページに一定期間掲載し利害関係人から意見を聴取します。その後利害関係人から聴取された意見を添えた農用地利用集積計画を県へ提出し、知事協議のうえ同意を得ます。

(7) 農用地利用集積計画の決定・公告

- ① 農地バンクは、農用地利用集積計画に同意(押印)し、市町へ返送します。
- ② 農業委員会の決定を受けます。
- ③ 市町は、農用地利用集積計画の公告を行い、公告の写しを農地バンク、出し手及び受け手に送付します。

【促進計画方式の場合】

(8) 農用地利用集積等促進計画(案)の作成

市町は農用地利用集積等促進計画(案)(各筆明細・共通事項)【別記様式 7-①②】を作成します。

- ① 農業委員会の意見を聴取した後、①に受け手の承諾、同意(押印)を得ます。
- ② ②に借受者選定理由書【別記様式 6】、農業経営の状況等【別記様式 8-①②③】、チェック表【参考 4-②】、預金口座振替依頼書【参考 6】、境界確認書【参考 8】及び物納の場合には物納取扱依頼書【別紙 2-②】等関係書類を添付し、「農用地利用集積等促進計画(案)について」【別記様式 5-①】により農地バンクに提出します。

(9) 農用地利用集積等促進計画(案)の利害関係人への意見聴取・促進計画の決定

農地バンクは、提出を受けた農用地利用集積等促進計画(案)の内容を農地バンクホームページに一定期間掲載し利害関係人から意見を聴取します。その後で受け手の承諾、その後、農用地利用集積等促進計画について決定します。

(10) 農用地利用集積等促進計画の認可・公告

- ① 農地バンクは、(9)で決定した農用地利用集積等促進計画に利害関係人から聴取された意見を添えて県へ認可の申請を行います。
- ② 県は農用地利用集積等促進計画を認可した場合は、公告するとともに、農地バンクと関係農業委員会及び受け手へ通知します。

(11) 賃借料(物納含む)の支払い

- ① 原則として、7月末日を基準日とし、受け手の始期が7月末までの場合にはその年から賃借料は発生することになります。始期が8月以降の場合には翌年からとなります。
- ② 農地バンクは、8月以降に当該年度の賃借料について貸借農地の明細を添えて受け手・出し手双方に通知します。

<貸貸借>

【受け手】

- ① 原則口座振替とし、毎年12月6日(6日が土・日・祝日の場合には翌営業日)に引き落としをします。
- ② 預金口座振替依頼書(参考6)を農地バンクに提出します。3枚綴りとなっていますが、3枚目のシート(お客様控)はご本人が切り取り保管願います。農地バンクには2枚を提出願います。

【出し手】

- ① 毎年12月末日までに口座振込で支払います。
- ② 振込依頼書【別紙様式7】を農地バンクに提出します。

<物納>

【受け手】

- ① 原則として毎年11月末日までに出し手に賃借料として直接米を納入します。
- ② 納入報告書【別紙2-③】に必要事項を記載し、農地バンクに提出します。

【出し手】

- ① 毎年11月末までに受け手から米を直接納入されます。
- ② 納入確認後、納入確認書【別紙2-④】に必要事項を記載し、農地バンクに提出します。

【R5賃借料手続きスケジュール】

	変更期限	通知等書類送付	徴収日	支払日	領収書発行日
貸貸借	8/31	10/下旬	12/6	12/22	1/下旬
物納	7/10	8/下旬	11 月末までに担い手が土地所有者に直接支払う		1/下旬

【農地バンクへの提出書類】

○出し手

チェック欄	書類関係	様式
	農用地等貸付け申出書(貸借権・使用貸借・物納)	別記様式 3-①②③
	全部事項証明書 ※	
	農用地利用集積計画 各筆明細書 2部	別記様式 4-①②
	農家世帯台帳	
	耕作地明細表	
	振込依頼書(使用貸借の場合は不要)	参考 7
	【物納】物納取扱依頼書	別紙 2-②
	貸付けチェック表	参考 4-①
	集成図等の地番及び境界が確認できる図面	

※現住所、氏名が全部事項証明書と異なる場合はそれを確認できる書類(住民票等)添付。
 ※未相続地の場合には、遺産分割協議書等を添付。

○受け手

チェック欄	書類関係	様式
	【促進計画方式】農用地利用集積等促進計画(案)添書	別記様式 5-①
	【集積計画一括方式】農用地利用集積計画(案)添書	別記様式 5-②
	【促進計画方式】農用地利用集積等促進計画 各筆明細書 2部	別記様式 7-①②
	【集積計画一括方式】農用地利用集積計画 各筆明細書 2部	別記様式 10-①②
	賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況等	別記様式 8-①②③
	農家世帯台帳	
	【認定農業者】農業経営改善計画認定申請書の写し	
	【認定就農者】青年等就農計画認定申請書の写し	
	【法人】定款・名簿	
	【物納】物納取扱依頼書	別紙 2-②
	借受者選定理由書	別記様式 6
	借受けチェック表	参考 4-②
	境界確認書	参考 8
	周辺地番図(農地集積・集約化の状況が確認できるもの)	
	口座振替依頼 (以前に農地バンクへ提出している場合は不要)	参考 6

農地バンク事業（促進計画方式）の事務手続き ※再配分

※受け手（耕作者）のみが変更となる場合に適用

スケジュール例

1 相談・利用調整

2 促進計画の作成

- (1) 入力シートへの記入 (Excel) 【委託先】
- (2) 入力シートデータ・資料送付 【委託先】 ⇒ 【農地バンク】

【提出書類】○受け手：農家基本台帳、図面（周辺地番図）、
経営改善計画書（認定農業者）、定款・名簿（法人）など
- (3) 内容の確認、契約データ変換 【農地バンク】
- (4) 契約データの送付 (Excel) 【農地バンク】 ⇒ 【委託先】
- (5) 契約データを出力 【委託先】
- (6) 契約書類へ押印・取りまとめ【受け手】 ⇒ 【委託先】
- (7) 契約書類の提出 【委託先】 ⇒ 【農地バンク】

【提出書類】○受け手：各筆明細（別記様式第7号）、境界確認書、
口座振替依頼書（通帳写し添付）など

3 促進計画案の作成

- (8) 促進計画案の意見聴取【農業委員会総会】
- (9) 促進計画案の作成【市・町】
- (10) 促進計画案の送付 【委託先】 ⇒ 【農地バンク】

【提出書類】○農用地利用集積等促進計画（案）について（別記様式第5-1号）

4 促進計画の公告

- (11) 利害関係人への意見聴取 【農地バンク】 ※農地バンク HP で実施
- (12) 促進計画の決定・認可申請 【農地バンク】
- (13) 促進計画の県認可公告 【 県 】

【提出書類】○認可公告の通知送付

【 県 】 ⇒ 【農業委員会、受け手】
⇒ 【農地バンク】

5 権利の設定

- (14) 権利の発生 【受け手】

R5年
5月

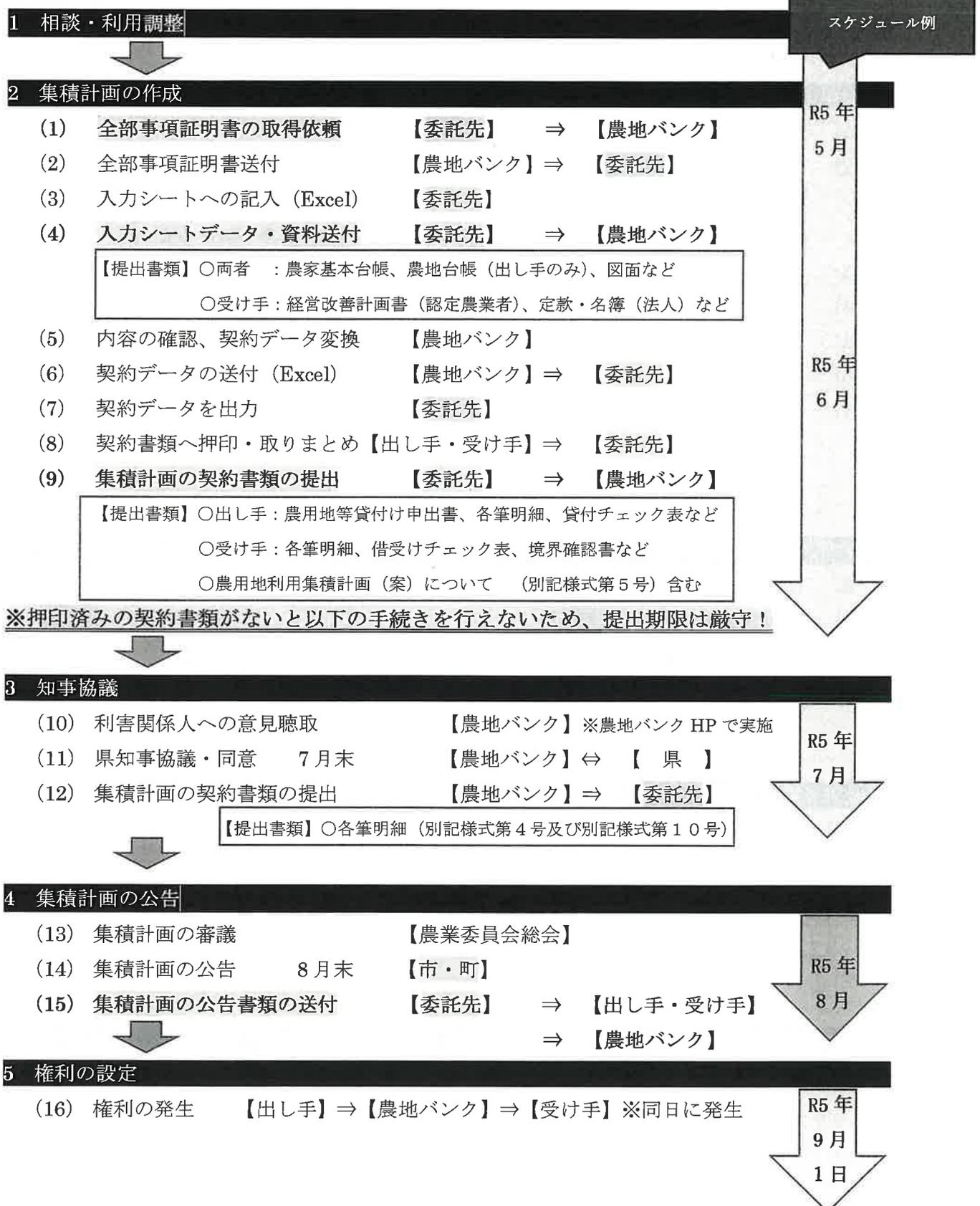
R5年
6月

R5年
7月

R5年
8月

R5年
9月
1日

農地バンク事業（集積計画一括方式）の事務手続き



2 事務スケジュールについて

【集積計画一括方式の場合】

	契約書作成シートの提出	各筆明細等権利者同意	集積計画等提出期限	利害関係人の意見聴取	知事協議	市町公告	権利発生	機構集積協力金交付	
								地域集積協力金	経営転換協力金
第1回 (R5年度)	1/月上旬	1/下旬	1/末	2/月上旬	2/下旬	3/末	4/1～	R5年度	R5年度
第2回 (R5年度)	2/月上旬	2/下旬	2/末	3/月上旬	3/下旬	4/末	5/1～	R5年度	R5年度
第3回 (R5年度)	3/月上旬	3/下旬	3/末	4/月上旬	4/下旬	5/末	6/1～	R5年度	R5年度
第4回 (R5年度)	4/月上旬	4/下旬	4/末	5/月上旬	5/下旬	6/末	7/1～	R5年度	R5年度
第5回 (R5年度)	5/月上旬	5/下旬	5/末	6/月上旬	6/下旬	7/末	8/1～	R5年度	R5年度
第6回 (R5年度)	6/月上旬	6/下旬	6/末	7/月上旬	7/下旬	8/末	9/1～	R5年度	R5年度
第7回 (R5年度)	7/月上旬	7/下旬	7/末	8/月上旬	8/下旬	9/末	10/1～	R5年度	R5年度
第8回 (R5年度)	8/月上旬	8/下旬	8/末	9/月上旬	9/下旬	10/末	11/1～	R5年度	R5年度
第9回 (R5年度)	9/月上旬	9/下旬	9/末	10/月上旬	10/下旬	11/末	12/1～	R5年度	R5年度
第10回 (R5年度)	10/月上旬	10/下旬	10/末	11/月上旬	11/下旬	12/末	1/1～	R5年度	R5年度
第11回 (R5年度)	11/月上旬	11/下旬	11/末	12/月上旬	12/下旬	1/末	2/1～	R5年度	—
第12回 (R5年度)	12/月上旬	12/下旬	12/末	1/月上旬	1/下旬	2/末	3/1～	R5年度	—
第1回 (R6年度)	1/月上旬	1/下旬	1/末	2/月上旬	2/下旬	3/末	4/1～	R6年度	—
第2回 (R6年度)	2/月上旬	2/下旬	2/末	3/月上旬	3/下旬	4/末	5/1～	R6年度	—
第3回 (R6年度)	3/月上旬	3/下旬	3/末	4/月上旬	4/下旬	5/末	6/1～	R6年度	—

【促進計画方式の場合】

	契約書作成シートの提出	集積計画等書類の提出	中間管理権の設置(市町の公告)及び農業委員会へ意見聴取※機構へ貸付	促進計画(案)の提出	利害関係人の意見聴取	促進計画の決定 県への認可申請	機構から受け手への権利設定		機構集積協力金交付	
							県の公告	権利発生	地域集積協力金	経営転換協力金
第3回 (R5年度)	3/月上旬	3/末	4/下旬	4/下旬	5/月上旬	5/中旬	5/下旬	6/1～	R5年度	R5年度
第4回 (R5年度)	4/月上旬	4/末	5/下旬	5/下旬	6/月上旬	6/中旬	6/下旬	7/1～	R5年度	R5年度
第5回 (R5年度)	5/月上旬	5/末	6/下旬	6/下旬	7/月上旬	7/中旬	7/下旬	8/1～	R5年度	R5年度
第6回 (R5年度)	6/月上旬	6/末	7/下旬	7/下旬	8/月上旬	8/中旬	8/下旬	9/1～	R5年度	R5年度
第7回 (R5年度)	7/月上旬	7/末	8/下旬	8/下旬	9/月上旬	9/中旬	9/下旬	10/1～	R5年度	R5年度
第8回 (R5年度)	8/月上旬	8/末	9/下旬	9/下旬	10/月上旬	10/中旬	10/下旬	11/1～	R5年度	R5年度
第9回 (R5年度)	9/月上旬	9/末	10/下旬	10/下旬	11/月上旬	11/中旬	11/下旬	12/1～	R5年度	R5年度
第10回 (R5年度)	10/月上旬	10/末	11/下旬	11/下旬	12/月上旬	12/中旬	12/下旬	1/1～	R5年度	R5年度
第11回 (R5年度)	11/月上旬	11/末	12/下旬	12/下旬	1/月上旬	1/中旬	1/下旬	2/1～	R5年度	R5年度
第12回 (R5年度)	12/月上旬	12/末	1/下旬	1/下旬	2/月上旬	2/中旬	2/下旬	3/1～	R5年度	—
第1回 (R6年度)	1/月上旬	1/末	2/下旬	2/下旬	3/月上旬	3/中旬	3/下旬	4/1～	R5年度	—
第2回 (R6年度)	2/月上旬	2/末	3/下旬	3/下旬	4/月上旬	4/中旬	4/下旬	5/1～	R6年度	—
第3回 (R6年度)	3/月上旬	3/末	4/下旬	4/下旬	5/月上旬	5/中旬	5/下旬	6/1～	R6年度	—
第4回 (R6年度)	4/月上旬	4/末	5/下旬	5/下旬	6/月上旬	6/中旬	6/下旬	7/1～	R6年度	—

【別紙1】

栃木県農地バンクが借入できる要件等について（運用）

令和5年4月1日施行

1 農地バンクが借入できる農地について

- ① 農用地等として進入路及び用排水路が確認でき、効率的に利用することが可能な農地。
- ② 土地の所在が全部事項証明書にて確認でき、所有権保存登記がされている農地。
- ③ 公図等（課税用地図も含む）に地番の記載があり、現地を確認できる農地。
- ④ 全部事項証明書の甲区に差押、仮登記等第三者の権利が設定されていない農地。また、乙区に設定されている権利（抵当権等）については、所有者及び耕作者の合意が得られる場合には可とする。
- ⑤ 所有権を有する者の共有持分2分の1を超える同意が得られる農地。また、共有者が不明で農業経営基盤強化促進法によって手続きを行った農地も可とする。ただし、共有者の中に反対者がいる場合には対象としない。
- ⑥ 相続登記が完了している農地。ただし、相続登記がされていない場合でも遺産分割協議書がある農地や、所有者が不明で農地法によって手続きを行った農地は可とする。
- ⑦ 土地改良賦課金が未納になっていない農地。ただし、未納であっても所有者もしくは耕作者が支払うことが決定している場合には可とする。

2 農地バンクの貸付先について

- ① 人・農地プランに位置づけられている者又は将来的に位置づけされる予定の者への貸付けを優先する。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織に加入していない者。

上記事項による取り扱いで疑義が生じた場合若しくは農地整備事業等と連携して行う場合は、市町、市町農業委員会又は市町農業公社等と栃木県農地バンクが協議の上対応するものとする。

栃木県農地バンク事業借入農地等 Q&A

令和5年4月1日

項目	質問	回答
・公図がない ・地番の記載がない	法務局にて公図を取得したところ、該当する地番がなかった。しかし、現地はあり、以前から耕作している。このような農地について借入はできるか。	各市町の税務関係部署に備え付けられている「地籍集成図」等の公的な図面にて土地の地番が確認できれば借入は可能である。
・登記簿がない	耕作している現地はあるが、それに該当する登記簿が存在しない場合、契約はできるのか。	登記簿がないということは、その土地の所有者が誰であるのかが証明できないので、契約は不可能である。
・所有権登記がない	登記簿を取得したところ、表題部（土地の表示）の登記はされているが、権利部の登記がない。この場合、表題部に記載されている所有者と契約はできるのか。	表題部に記載されている所有者は、その土地が初めて登記された時点の者であり、多くの場合、現在の所有者ではない。また、第三者に対抗するためには権利部（甲区）の所有権登記が必要であるためこの場合には契約はできない。
・1筆の一部を貸したい	公図上で1筆の農地に水田と畑が存在しており、その農地のうち水田だけを貸したいが可能であるか。	農業委員会の農地台帳において分耕となっており、面積が確認でき、図面上で該当部分が識別できれば可能である。
・抵当権や根抵当権が設定されている	登記簿を確認したところ、個人や金融機関等の抵当権が設定されていた。このような農地は借入できるのか。	抵当権等については、設定された時期や抵当権者も多種多様である。抵当権が実行され、競売となる可能性もある。所有者及び耕作者がこのことを理解していることを確認できれば借入は可能である。
・地役権や地上権が設定されている	送電線に係る地役権やパイプラインに係る地上権が設定されている農地については借入できるのか。	公共的な敷設等に係る権利であって、耕作上で妨げにならず、耕作者が了承している場合には可能とする。その場合、合意書等の書面は省略できる。
・戦前の賃借権が設定されている	登記簿を確認したところ、昭和8年に設定された賃借権（存続期間 昭和8年より5ヶ年）が登記されていた。	本件の賃借権は農地法（昭和27年）が制定される以前に設定されているため、農地法でなく民法にもとづくものである。民法616条に準用される597条1項には「借主は契約に定められた時期に借用物の返還をしなければならない」と規定されており、現時点で賃借権者が耕作をしていない限り、その権利は消滅しているものと解釈できる。
・受け手が人・農地プランに位置付けられていない	土地改良事業実施地区において、人・農地プランに位置づけられない小規模自作農家への貸付は可能か。	土地改良事業実施地区等においては、望ましい土地利用に向けた合意形成を図るための経過措置として、小規模自作農家への貸付も可能と考える。

物納の取り扱いについて

令和2(2020)年6月1日

栃木県農地バンク

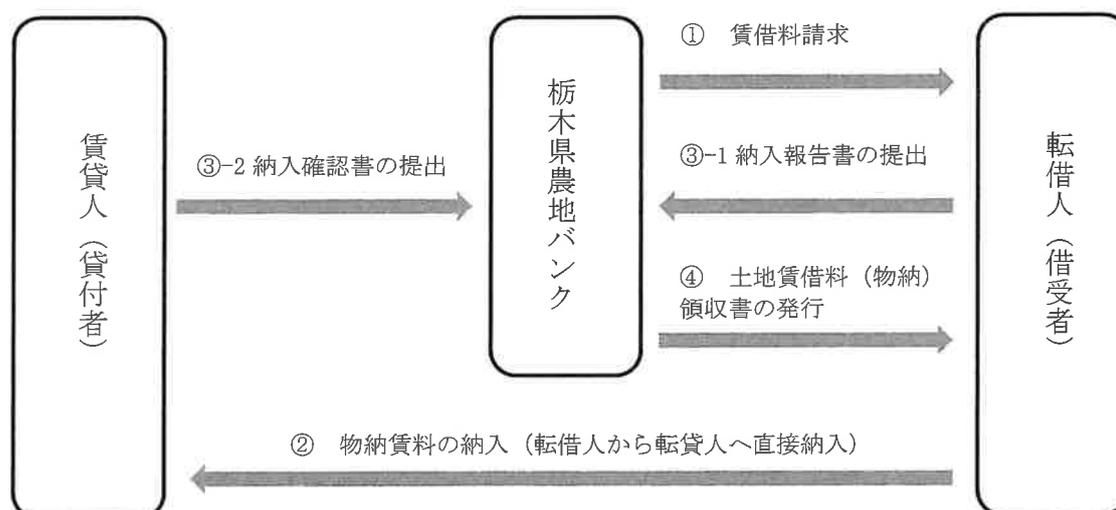
1. 趣旨

栃木県農地バンクでは、賃借料は原則「金納」であるが、「物納」の要望が多いため、「物納」を実施することにより、更なる事業の推進を図る。

2. 実施要件

- ① 賃貸人及び転借人が「物納」を強く希望していること。
- ② 賃貸人及び転借人から、物納取扱依頼書の提出があること。
- ③ 「物納」については、農地バンクを介せず、転借人から賃貸人へ直接納入できること。
- ④ 賃貸人に「物納」されたことを農地バンクが確実に確認できること。

3. 実施方法



※転借人は納入報告書、賃貸人は納入確認書を、それぞれ農地バンクに返送する。

4. 注意事項

- ① 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる賃貸人及び転借人が責任をもって協議し解決する。
- ② 「物納」での支払いができない場合には、金銭での貸借に変更するものとする。金銭への換算方法は別途定める。
- ③ 以前に賃貸借で契約を締結しているが「物納」に変更したいという場合については、別途定める変更手続きを行う。



物 納 取 扱 依 頼 書

(栃木県農地中間管理機構)
公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 様

農地中間管理事業において、下記の事項を確約のうえ、物納の取扱いを依頼します。

記

1. 物納は主食用米に限るものとする。
2. 対象となる農地及び物納の数量は、別紙のとおりとする。
3. 物納に係る米の引渡しについては、機構を介せず、転借人自らの責任により、直接貸貸人に対して行う。
4. 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる貸貸人と転借人が責任をもって協議し解決する。
5. 転借人が災害その他やむを得ない事由等のため「物納」での支払が出来ない場合であり、かつ、機構が国等からの助成金を受けられる場合のみ、機構は、助成金の補填の限度で、貸貸人に対し賃料を金銭で支払う。
6. 物納による納入完了後は、速やかに納入報告書または納入確認書を機構に提出する。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

(別紙2-③)

納入報告書

(栃木県農地バンク)

公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 様

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

令和 年 月 日に、栃木県農地バンクから請求のあった賃借料(物納)について、下記の通り納入したので報告します。

記

納入年月日	納入先	物納品種・銘柄	物納量(kg)	備考
令和 年 月 日				

(別紙2-④)

納入確認書

(栃木県農地バンク)

公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 様

住所: _____

氏名: _____ 印

下記の通り間違いなく納品されたことを確認しました。

記

納入年月日	納入者	物納品種・銘柄	物納量(kg)	備考
令和 年 月 日				

【参考1-①出し手用】

農地バンク事業相談カード

農地バンクへの貸付(出し手)用

相談年月日	令和 年 月 日()	担当者名	
相談形態	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> e-mail <input type="checkbox"/> その他()		

ふりがな		郵便番号	
氏名		住所	
性別	男・女		
電話番号		メールアドレス	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢	歳
相 談 内 容			

【参考1-②受け手用】

農地バンク事業相談カード

農地バンクからの借入(受け手)用

相談年月日	令和 年 月 日()	担当者名	
相談形態	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> e-mail <input type="checkbox"/> その他()		

ふりがな		郵便番号	
氏名		住所	
性別	男・女		
電話番号		メールアドレス	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢	歳
職業	<input type="checkbox"/> 農業者(専業、兼業) <input type="checkbox"/> 新規就農(希望)者		
相談内容			

【参考2】

全部事項証明書取得依頼書

令和 年 月 日

(公財)栃木県農業振興公社 農地集積部 あて

(FAX 028-648-9513)

団体名

担当者名

下記の土地の全部事項証明書を取得願います。

記

NO	市・(郡)町	大字	地番	所有者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【参考4-①出し手用】

農地バンク事業 チェック表

○貸付け(出し手)

貸付希望者		氏名			
チェック項目			判定		備考
土地関係	農地が農業振興地域であるか。		はい	いいえ	
	農用地として利用することが困難な農地が含まれていないか。		はい	いいえ	
	現地にて土地を確認できるか。		はい	いいえ	
	進入路はあるか。		はい	いいえ	図面上で進入路の確認ができなくても、現地で進入路を確認でき、且つ、誓約書及び合意書の提出があれば、取扱い可。
	境界を確認できるか。		はい	いいえ	
	用排水路はあるか。		はい	いいえ	
	利用権は設定されていないか。		はい	いいえ	解約ができない場合は、取り扱い不可。
	土地改良賦課金に未納はないか。		はい	いいえ	
全部事項証明書	納税猶予の適用は受けていないか。		はい	いいえ	
	抵当権等が設定されていないか。(設定の有無)		なし	あり	解約できる場合若しくは所有者及び耕作者の合意が得られる場合には可。
	相続登記が完了しているか。		はい	いいえ	遺産分割協議書があれば取扱い可。また、所有者不明農地の制度を活用する場合、取扱い可。
	差押等が設定されていないか。(設定の有無)		なし	あり	抹消等ができれば取扱い可。
その他	住所や名前が違ってないか。		はい	いいえ	住民票や戸籍等で異動や変更を確認できれば可。
	賃料の収受を口座振替で行えるか。		はい	いいえ	
	機構集積協力を申請する予定があるか。		はい	いいえ	
15年以上の借受期間を設定した農地について、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあることを説明したか。		はい	いいえ		

【参考4-②受け手用】

農地バンク事業 チェック表

○借受希望者(受け手)

借受希望者		氏名			
チェック項目			判定		備考
人・農地プラン	①位置付けられているか。	はい	いいえ	①②③のいずれかにチェック	
	②今後位置づけられる予定か。	はい	いいえ		
	③位置づけられていない。	はい	いいえ		※土地改良事業実施地区等、地域の合意形成上必要な場合には、位置づけがなくても可とする。
農地の状況、道路、境界、用排水等の状況等を確認しているか。		はい	いいえ		
農地バンクから必ず借り入れることを確約したか。		はい	いいえ		
取得後、取得目的に沿って利用することを確約したか。		はい	いいえ		
土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあることを説明したか。		はい	いいえ		

【参考5】

農地バンクの借入れ・貸付け契約に必要な書類

○ 出し手(所有者)

チェック欄	書類関係	様式
	農用地等貸付け申出書	別記様式3-①②③
	全部事項証明書 ※	
	利用権設定関係 各筆明細書 2部 (1部は理事長印押印のうえ市町に返送)	別記様式4-①②
	農家世帯台帳	
	耕作地明細表	
	振込依頼書(使用貸借の場合は不要)	参考7
	(物納を希望する場合)物納取扱依頼書	別紙2-②
	貸付けチェック表	参考4-①
	集成図等の地番及び境界が確認できる図面	

- ※ 1. 現住所が全部事項証明書と異なる場合はそれを確認できる書類(住民票等)を添付。
 2. 氏名が全部事項証明書と異なる場合はそれを確認できる書類(戸籍の抄本等)を添付。
 3. 未相続地の場合には、遺産分割協議書等の写しを添付。

○ 借り手(転借人)

チェック欄	書類関係	様式
	促進計画の場合 農用地利用集積等促進計画(案)添書	別記様式5-①
	集積計画の場合 農用地利用集積計画(案)添書	別記様式5-②
	促進計画の場合 農用地利用集積等促進計画 各筆明細書2部	別記様式7-①②
	集積計画の場合 利用権設定関係 各筆明細書 2部 (1部は理事長印押印のうえ市町に返送)	別記様式10-①②
	賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況等	別記様式8-①②③
	農家世帯台帳	
	(認定農業者の場合)農業経営改善計画認定申請書の写し	
	(認定就農者の場合)青年等就農計画認定申請書の写し	
	(法人の場合)定款・名簿	
	(物納を希望する場合)物納取扱依頼書	別紙2-②
	借受者選定理由書	別記様式6
	借受けチェック表	参考4-②
	境界確認書	参考8
	周辺地番図(農地集積・集約化の状況が確認できるもの)	
	賃料を口座引き落としするための口座振替依頼書 (以前に農地バンクへ提出している場合は不要)	参考6

預金口座振替依頼書記入例 (T-NETワイド)

《預金者の皆様へ》

記入例をはずし、太線の中のみボールペンで強くご記入ください。

— 収納企業との契約者名をご記入ください。(預金者名と異なる場合もあります。)

— 預金者名は正確にご記入ください。法人の場合は、会社名、銀行お届出の肩書き、代表者名をご記入ください。

— フリガナは左づめでご記入ください。濁点、半濁点は一字分としてご使用ください。
(姓と名の間は一字あけてご記入ください。)

T-NETワイド		(金融機関用)	
お取引金融機関名を ご記入下さい。		預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (収) (加)	
平成 年 月 日			
是利 銀行・信用金庫・組合 信連・金庫・農協 御中			
私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。			
収納機関名 (いずれかの番号を○印で囲む)	1 T-NET	2 三菱UFJファクター株式会社 (収納代行会社)	
委託先番号			1 0 1 2 9
委託先名	料金等の種類		
契約者番号	三菱UFJファクター分については15桁のみ記入		
預金者名	フリガナ 氏名	お届出印	
	宇都宮 一郎	 契約印	
住所	(〒320-0043) (TEL 028-624-0111) 宇都宮市橋本4-1-25		
契約者名	フリガナ 氏名		
	宇都宮 一郎		
ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合			
是利	銀行・信用金庫 信用組合・信連 労働金庫・農協	宇都宮 支店 支所	預金種目 ①普通 2.当座
金融機関コード	0129	店舗コード	101
口座番号	1234567		
ゆうちょ銀行ご利用の場合			
種目コード	契約種別 コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番号(右づめでご記入ください)
1 6 6	3 0 1	0 ※	
払込先 口座番号	00140-9-654553	払込先 加入者名	三菱UFJファクター株式会社
振替日 (払込日)	6日・12日・20日・26日・27日・月末日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) 三菱UFJファクターのご利用の場合	振替開始	年 月 支払分より

いずれか一方にご記入ください。

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

(銀行等ご利用の方へ)

銀行名・支店名および金融機関コード・店舗コードは、普通預金通帳等で確認のうえ正確にご記入ください。該当の預金種目番号をマルで囲んでください。口座番号は普通預金通帳等で確認のうえ右づめでご記入ください。ハイフン(-) はつけないでください。

(郵便局ご利用の方へ)

通帳記号・番号は貯金通帳等で確認のうえ右づめで正確にご記入ください。



振 込 依 頼 書

賃借料について、下記金融機関の私名義口座あてに
振込み下さるようお願い申し上げます。

公益財団法人 栃木県農業振興公社理事長 様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

| | |
|------------|--------|
| 振り込みを受ける金額 | 円 |
| 金融機関名 | |
| 支店・支所名 | |
| 預金の種類 | 普通・その他 |
| 口座名義人(受取人) | (カタカナ) |
| 口座番号 | |



利 用 権 設 定 関 係

1 各 筆 明 細

| | |
|-------|----------|
| 公告年月日 | 令和 年 月 日 |
|-------|----------|

| 利用権の設定を受ける者の住所及び氏名または名称 | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (住所)
宇都宮市一の沢2丁目2番13号 | (氏名または名称)
公益財団法人 栃木県農業振興公社
理事長 |
| 利用権を設定する者の住所及び氏名または名称 | |
| (住所) | (氏名または名称) |

| 利用権を設定する土地 | | | | | 設定する利用権 | |
|------------|-----|----------|------------|----------|-----------------|-------|
| 大字(町) | 地 番 | 現況
地目 | 面 積
(㎡) | 借 賃
円 | | |
| | | | | | | として利用 |
| | | | | | 始期 | |
| | | | | | 終期 | |
| | | | | | 借賃
(年額) | 円 |
| | | | | | 借賃
の
支払方法 | |
| | | | | | (備考) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 筆 | | | | | |

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定められた農用地利用集積計画によって成立する利用権の設定等にかかわる当事者間の法律関係

| 上 記 の 計 画 に 同 意 す る。 | | |
|----------------------|-----|---------------------------------------------------------------|
| 利用権の設定を受ける者 | 住 所 | 氏 名 |
| | 同 上 | 公益財団法人栃木県農業振興公社
理事長 (印) |
| 利用権の設定する者 | 住 所 | 氏 名 |
| | 同 上 | (印) |

| | |
|------------------|--|
| あっせん農業委員・推進委員署名欄 | |
|------------------|--|



利 用 権 設 定 関 係

1 各 筆 明 細

公告年月日 令和 年 月 日

| 利用権の設定を受ける者の住所及び氏名または名称 | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (住所)
宇都宮市一の沢2丁目2番13号 | (氏名または名称)
公益財団法人 栃木県農業振興公社
理事長 |
| 利用権を設定する者の住所及び氏名または名称 | |
| (住所) | (氏名または名称) |

| 利用権を設定する土地 | | | | | 設定する利用権 | |
|------------|----|------|---------------------|--------|---------|-------|
| 大字(町) | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 借賃(kg) | 利用権の種類 | |
| | | | | | 内容 | として利用 |
| | | | | | 始期 | |
| | | | | | 終期 | |
| | | | | | 借賃(年額) | kg |
| | | | | | 借賃の支払方法 | |
| | | | | | (備考) | |
| | | | | | 銘柄: | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 筆 | | | | | |

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定められた農用地利用集積計画によって成立する利用権の設定等にかかわる当事者間の法律関係

| 上記の計画に同意する。 | | |
|-------------|----|-------------------------------|
| 利用権の設定を受ける者 | 住所 | 氏名 |
| | 同上 | 公益財団法人栃木県農業振興公社
理事長 ㊟ |
| 利用権の設定する者 | 住所 | 氏名 |
| | 同上 | ㊟ |

あっせん農業委員・推進委員署名欄

利用権設定

2 共通事項 [機構が借入れする場合]

この農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によって定められた農用地利用集積計画をいう。以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。



- (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の増減額請求
利用権を設定する者(以下「所有者」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「機構」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (3) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、所有者、機構が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予
所有者は、機構が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (5) 転貸
機構は当該土地を、所有者の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人(以下「農地耕作者」という。)に使用収益させることができる。
- (6) 借賃の減額
利用権の目的物が農地である場合で、目的物の農地耕作者から機構に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、機構が当該借賃を減額する場合には、機構は、所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、所有者及び機構が協議して定めるものとする。
- (7) 境界の明示
所有者は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (8) 負担の除去
所有者は、当該土地に設定する利用権の始期までに、機構の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (9) 修繕及び改良
ア 所有者は、機構及び農地耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。但し、緊急を要するとき、その他所有者において修繕することができない場合で所有者の同意を得たときは、機構が修繕し又は農地耕作者に修繕させることができる。この場合において、機構又は農地耕作者が修繕の費用を支出したときは、所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 機構は、所有者の同意を得て目的物の改良を行い又は農地耕作者に改良を行わせることができる。但し、その改良が軽微である場合に所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (10) 租税公課等の負担
ア 所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、農地耕作者が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
エ その他当該土地の通常の維持保存に要する経費は、機構が農地耕作者に負担させる。
- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除
機構は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、機構が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (12) 利用権の消滅
天災地変その他、所有者及び機構並びに農地耕作者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、本計画は消滅する。
- (13) 当該土地の返還
利用権の存続期間が満了したときは、機構はその満了の日から30日以内に、所有者に対して、当該土地を原状に回復して返還する。但し、災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、機構は、原状回復の義務を負わない。また、農地耕作者による、当該土地への施設等の設置及びそれに伴い生じた形質変更等については、機構は原状回復の義務を負わない。
- (14) 利用権に関する事項の変更の禁止
所有者及び機構は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、所有者、機構及び市町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。
- (15) 利用権取得者の責務
機構は、農地耕作者に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的且つ適正に利用するよう指導するものとする。
- (16) その他
ア 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第37条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
イ 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、所有者、機構及び市町が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

| 修繕費又は改良工事名 | 所有者及び機構並びに農地耕作者の費用に関する支払区分の内容 | 機構及び農地耕作者の支払額について所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|-------------------------------|---------------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| | | |

【別記様式5-①】

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 様

市町長

印

農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)について

このことについて、農地中間管理事業として実施することが適当と認められるので、
農用地利用集積等促進計画(案)を送付します。

記

- 1 借受者の数 人
- 2 農業委員会の意見聴取結果
 - (1) 意見聴取の内容
別紙促進計画(案)のとおり
 - (2) 意見聴取の結果(該当する事項に丸をつけること)
意見なし
意見あり()

【別記様式5-②】

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 様

市町長

⑩

農地中間管理事業における農用地利用集積計画(案)について

このことについて、農地中間管理事業として実施することが適当と認められるので、
農用地利用集積計画(案)を送付します。

記

1 借受者の数

人

2 確認事項

| | |
|----------|--|
| (1) 貸借期間 | |
|----------|--|

| | | |
|-----------|--|-----|
| (2) 賃借料の額 | | 円/年 |
|-----------|--|-----|

| | | |
|--------------|----|-------|
| (3) 賃借料の納入方法 | 振込 | 口座引落し |
| | | |

| | | | |
|------------------|----|----|--------|
| (4) 人・農地プランの位置づけ | 有り | 無し | 年度内見込み |
| 地区 | | | |

| | | | | |
|-----------|---------|-------|----------|-------------------|
| (5) 借受者区分 | | | | |
| 認定農業者 | 認定新規就農者 | 新規就農者 | 農地所有適格法人 | 農地所有適格法人
以外の法人 |
| | | | | |

| |
|-------------|
| (6) その他特記事項 |
|-------------|



賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係

1 各 筆 明 細

| 権利の設定を受ける者 | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| (住所) | (氏名または名称) |
| 農地中間管理機構 | |
| (住所)
宇都宮市一の沢二丁目2番13号 | (氏名または名称)
公益財団法人栃木県農業振興公社
理事長 |

| 権利を設定する土地 | | | | | 設定する権利 | |
|-----------|----|------|--------|--------|---------|-------|
| 大字(町) | 地番 | 現況地目 | 面積 (㎡) | 借賃 (円) | 種類 | |
| | | | | | 内容 | として利用 |
| | | | | | 始期 | |
| | | | | | 終期 | |
| | | | | | 借賃(年額) | 円 |
| | | | | | 借賃の支払方法 | |
| | | | | | (備考) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 筆 | | | | | |

上記の計画に同意する。

| | | |
|------------|----|--------------------------|
| 権利の設定を受ける者 | 住所 | 氏名 |
| | 同上 | Ⓜ |
| 農地中間管理機構 | 住所 | 氏名 |
| | 同上 | 公益財団法人栃木県農業振興公社
理事長 Ⓜ |

| | |
|------------------|--|
| あっせん農業委員・推進委員署名欄 | |
|------------------|--|

賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係



捨印欄

1 各 筆 明 細

| 権利の設定を受ける者 | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| (住所) | (氏名または名称) |
| 農地中間管理機構 | |
| (住所)
宇都宮市一の沢二丁目2番13号 | (氏名または名称)
公益財団法人栃木県農業振興公社
理事長 |

| 権利を設定する土地 | | | | | 設定する権利 | |
|-----------|----|------|---------------------|--------|---------|---------|
| 大字(町) | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 借賃(kg) | 種類 | 賃借権(物納) |
| | | | | | 内容 | として利用 |
| | | | | | 始期 | |
| | | | | | 終期 | |
| | | | | | 借賃(年額) | kg |
| | | | | | 借賃の支払方法 | |
| | | | | | (備考) | |
| | | | | | 銘柄： | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 筆 | | | | | |

上記の計画に同意する。

| | | |
|------------|-----|-----------------------------|
| 権利の設定を受ける者 | 住 所 | 氏 名 |
| | 同 上 | Ⓜ |
| 農地中間管理機構 | 住 所 | 氏 名 |
| | 同 上 | 公益財団法人栃木県農業振興公社
理事長
Ⓜ |

あっせん農業委員・推進委員署名欄



2 共 通 事 項 [機構が借受け地を貸付ける場合：農用地利用集積等促進計画(個人・農地所有適格法人)用]

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に規定する土地について、公益財団法人栃木県農業振興公社(以下「機構」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「農地耕作者」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除することを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて前項農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借 賃 の 支 払 猶 予

機構は、農地耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(3) 借 賃 の 改 訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、機構及び農地耕作者が協議して定める額に改訂する。

(4) 転 賃 又 は 譲 渡

農地耕作者は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転賃し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 延 滞 損 害 金

ア 農地耕作者は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする延滞損害金を支払わなければならない。

イ 延滞損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 解 除 に 伴 う 違 約 金

機構が、(1)の規定により賃借権の設定等を行った土地について当該権利を解除したときは、解除した年から貸借期間満了までに農地耕作者が機構に支払うべき借賃相当額を違約金として農地耕作者は機構に対し支払うことに同意するものとし、機構は当該違約金を耕作者に請求することができるものとする。

(7) 修 繕 及 び 改 良

ア 機構は、農地耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他機構において、修繕することができない場合で機構の同意を得たときは、農地耕作者が修繕することができる。

この場合において、農地耕作者が修繕の費用を支出したときは、機構に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 農地耕作者は、機構の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には機構の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 借 賃 の 増 減 額 請 求

機構及び農地耕作者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(9) 借 賃 の 減 額

1の各筆明細書に記載された借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額に比較して不相当となったときは、農地耕作者は農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の減額を請求することができ、機構は農地所有者に対して借受の減額を請求することができる。減額されるべき額は、機構及び農地耕作者が協議して定めるものとする。

(10) 境 界 の 確 認

農地耕作者は、農地所有者が当該土地と隣地との境界を機構へ明示した日以降、速やかに農地所有者から当該土地について境界の案内を受け、隣地との境界を確認するものとする。

境界の確認を行い問題がなかった場合、農地耕作者は「境界確認書」に記名押印し、機構に提出するものとする。

(11) 租 税 公 課 の 負 担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、農地耕作者が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持保存に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃 借 権 又 は 使 用 貸 借 権 の 消 滅

天災その他、機構及び農地耕作者並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、本計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(13) 目 的 物 の 返 還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、農地耕作者は、その満了の日から30日以内に、機構に対して、当該土地を原状に回復して返還する。但し、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為若しくは当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、農地耕作者は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃 借 権 又 は 使 用 貸 借 権 に 関 す る 事 項 の 変 更 の 禁 止

機構及び農地耕作者は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。但し、機構、農地耕作者及び栃木県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(15) 権 利 取 得 者 の 責 務

農地耕作者は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(16) そ の 他

ア 機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

イ 本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、機構、農地耕作者及び栃木県が協議して定める。

別 表 1 修 繕 費 及 び 改 良 費 の 負 担 に 係 る 特 約 事 項

| 修繕費又は改良工事名 | 機構及び農地耕作者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 機構及び農地耕作者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|---------------------------------|-----------------------------------|----|
| | | | |

別 表 2 土 地 改 良 区 の 賦 課 金 等 に 係 る 特 約 事 項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| | | |



捺印欄

2 共通事項 [機構が借受け地を貸付ける場合：農用地利用集積等促進計画(農地所有適格法人以外の法人)用]

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に規定する土地について、賃借権又は使用貸借権に基づく権利を有する公益財団法人栃木県農業振興公社(以下「機構」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「農地耕作者」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除することを条件とする。

- ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
- イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないうとき。
- ウ 農地耕作者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者である場合は次のいずれかの事項。
 - ・農地耕作者が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - ・農地耕作者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ・農地耕作者が法人である場合にあっては、業務を執行する役員いずれもが法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(2) 借賃の支払猶予

機構は、農地耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、機構及び農地耕作者が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

農地耕作者は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 延滞損害金

ア 農地耕作者は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする延滞損害金を支払わなければならない。

イ 延滞損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 解除に伴う違約金

機構が、(1)の規定により賃借権の設定等を行った土地について当該権利を解除したときは、解除した年から貸借期間満了までに農地耕作者が機構に支払うべき借賃相当額を違約金として農地耕作者は機構に対し支払うことに同意するものとし、機構は当該違約金を農地耕作者に請求することができるものとする。

(7) 修繕及び改良

ア 機構は、農地耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他機構において、修繕することができない場合で機構の同意を得たときは、農地耕作者が修繕することができる。

この場合において、農地耕作者が修繕の費用を支出したときは、機構に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 農地耕作者は、機構の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には機構の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 借賃の増減額請求

機構及び農地耕作者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(9) 借賃の減額

1の各筆明細書に記載された借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額に比較して不相当となったときは、農地耕作者は農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の減額を請求することができ、機構は農地所有者に対して借受の減額を請求することができる。減額されるべき額は、機構及び農地耕作者が協議して定めるものとする。

(10) 境界の確認

農地耕作者は、農地所有者が当該土地と隣地との境界を機構へ明示した日以降、速やかに農地所有者から当該土地について境界の案内を受け、隣地との境界を確認するものとする。

境界の確認を行い問題がなかった場合、農地耕作者は「境界確認書」に記名押印し、機構に提出するものとする。

(11) 租税公課の負担

- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、農地耕作者が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持保存に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災その他、機構及び農地耕作者並びに土地所有者の責に帰すべき理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、本計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(13) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、農地耕作者は、その満了の日から30日以内に、機構に対して、当該土地を原状に回復して返還する。但し、災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、農地耕作者は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

機構及び農地耕作者は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。但し、機構、農地耕作者及び栃木県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(15) 賃借権又は使用貸借権が終了した場合の原状回復

賃借権又は使用貸借権が終了したときは、農地耕作者は、その終了の日から10日以内に、機構に対して当該土地を原状に復して返還する。農地耕作者が原状に復することができないときは、機構が原状に回復するために要する費用を農地耕作者が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(16) 違約金の支払い

機構の責めに帰さない事由により賃借を終了させたこととなった場合には、農地耕作者は、機構に対し賃借料の貸借期間の残存期間に相当する金額を違約金として支払う。

(17) 権利取得者の責務

農地耕作者は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(18) その他

ア 機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

イ 本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、機構、農地耕作者及び栃木県が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕費又は改良工事名 | 機構及び農地耕作者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 機構及び農地耕作者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|---------------------------------|-----------------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| | | |

【別記様式8-①個人】

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(個人)

| | | | | | |
|--------|--|----|---|-------------|---|
| 氏名又は名称 | | 年齢 | 才 | 農作業
従事日数 | 日 |
|--------|--|----|---|-------------|---|

| | | | | | |
|----------------------------------------------|---|--|-------|-----|---|
| 賃借権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (㎡) (A) | | | | | |
| 農地 | 田 | | 採草放牧地 | その他 | 計 |
| | 畑 | | | | |

| | |
|--------------------------|--|
| 賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (B) | |
| | |

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-------|---------------|---|---|---|---|---|----|
| 賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (C) | | | | | | | | |
| 世帯員 | | | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 |
| 農業従事者
(うち15歳以上65歳未満の者) | | | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 |
| 内訳 | 農業従事者 | 主として農業に従事するもの | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 |
| | | 従として農業に従事するもの | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 |
| 雇用労働力 (年間延べ労働日数) | | | | | | | | 人日 |

| | | | |
|----------------------------|--|----|--|
| 賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養状況 (D) | | | |
| 種類 | | 数量 | |

| | | | |
|------------------------------|--|----|--|
| 賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (E) | | | |
| 種類 | | 数量 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (F) | |
| | |

【別記様式8-②農地所有適格法人】

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人)

| | |
|-------|--|
| 法人の名称 | |
|-------|--|

| | | | | | | |
|---------------------------------------------|---|--|-------|--|-----|---|
| 賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (㎡) (A) | | | | | | |
| 農地 | 田 | | 採草放牧地 | | その他 | 計 |
| | 畑 | | | | | |

| | | | |
|-------------------------|------------|---------|--------------|
| 賃借権の設定等を受ける法人の事業の状況 (B) | | | |
| 事業の種類 | | 現在 | 権利取得後 |
| | 農畜産物名 | | |
| | 関連事業等の内容 | | |
| | 上記以外の事業の内容 | | |
| 事業の実施状況及び事業計画 | | 農業 (千円) | 左記以外の事業 (千円) |
| | 3年前 | | |
| | 2年前 | | |
| | 1年前 | | |
| | 初年度 | | |
| | 2年目 | | |
| | 3年目 | | |

| | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------------|---------|----------|-----|------------------|
| 賃借権の設定等を受ける法人の構成員の状況 (C) | | | | | | |
| 氏名・名称 | 議決権又は株式の数 | 法人への農地等の権利設定・移転 | | 年間農業従事日数 | | 法人と構成員との取引関係等の内容 |
| | | 権利の種類 | 面積
㎡ | 前年実績 | 見込み | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 雇用労働力 (年間延日数) | | 人日 | | | | |

| 賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員の状況 (D) | | | | | |
|-----------------------------|----|-----------|-----|------|-----|
| 氏名 | 住所 | 年間農業従事日数 | | | |
| | | 年間農作業従事日数 | | | |
| | | 前年実績 | 見込み | 前年実績 | 見込み |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼養状況 (E) | | | |
|-----------------------------|--|----|--|
| 種類 | | 数量 | |
| | | | |

| 賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (F) | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----|--|--|--|--|--|
| 種類 | | 数量 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)

【別記様式 8-③農地所有適格法人以外の法人】

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人以外の法人)

| | |
|-------|--|
| 法人の名称 | |
|-------|--|

| | | | | | | | |
|---------------------------------------------|---|--|-------|--|-----|--|---|
| 賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (a) (A) | | | | | | | |
| 農地 | 田 | | 採草放牧地 | | その他 | | 計 |
| | 畑 | | | | | | |

| |
|---------------------------|
| 賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (B) |
| |

| 賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (C) | | | | |
|------------------------------|-----|----|----------|-----|
| 氏名 | 役職名 | 住所 | 年間農業従事日数 | |
| | | | 前年実績 | 見込み |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼養状況 (D) | | | |
|-----------------------------|--|----|--|
| 種類 | | 数量 | |
| | | | |

| 賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (E) | | | |
|-------------------------------|--|----|--|
| 種類 | | 数量 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、
権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼ
すことが見込まれる影響 (F) |
| |

利 用 権 設 定 関 係



1 各 筆 明 細

| | |
|-------|----------|
| 公告年月日 | 令和 年 月 日 |
|-------|----------|

| 利用権の設定を受ける者の住所及び氏名または名称 | |
|-------------------------|-----------|
| (住所) | (氏名または名称) |

| 利用権を設定する者の住所及び氏名または名称 | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (住所)
宇都宮市一の沢2丁目2番13号 | (氏名または名称)
公益財団法人 栃木県農業振興公社
理事長 |

| 利用権を設定する土地 | | | | | 設定する利用権 | |
|------------|----|------|---------------------|-------|---------|-------|
| 大字(町) | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 借賃(円) | | |
| | | | | | 内容 | として利用 |
| | | | | | 始期 | |
| | | | | | 終期 | |
| | | | | | 借賃(年額) | 円 |
| | | | | | 借賃の支払方法 | |
| | | | | | (備考) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 筆 | | | | | |

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定められた農用地利用集積計画によって成立する利用権の設定等にかかわる当事者間の法律関係

| 上記の計画に同意する。 | | |
|----------------------------------------------|-----|---------------------------|
| | 住 所 | 氏 名 |
| 利用権の設定を受ける者 | 同 上 | ㊟ |
| | 住 所 | 氏 名 |
| 利用権の設定する者 | 同 上 | 公益財団法人 栃木県農業振興公社
理事長 ㊟ |
| | 住 所 | 氏 名 |
| 利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 | | |

| | |
|------------------|--|
| あっせん農業委員・推進委員署名欄 | |
|------------------|--|

利 用 権 設 定 関 係



1 各 筆 明 細

公告年月日 令和 年 月 日

| 利用権の設定を受ける者の住所及び氏名または名称 | |
|-------------------------|-----------|
| (住所) | (氏名または名称) |

| 利用権を設定する者の住所及び氏名または名称 | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (住所)
宇都宮市一の沢2丁目2番13号 | (氏名または名称)
公益財団法人 栃木県農業振興公社
理事長 |

| 利用権を設定する土地 | | | | | 設定する利用権 | |
|------------|-----|----------|------------|-------------|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 大字(町) | 地 番 | 現況
地目 | 面 積
(㎡) | 借 賃
(kg) | | |
| | | | | | 利用権の種類 | |
| | | | | | 内 容 | として利用 |
| | | | | | 始期 | |
| | | | | | 終期 | |
| | | | | | 借賃
(年額) | kg |
| | | | | | 借賃
の
支払方法 | 令和 年から毎年11月末日までに、機構の指示に基づき、利用権の設定を受けるものは土地所有者宅において、直接支払うものとする。 |
| | | | | | (備考) | |
| | | | | | 銘柄: | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 筆 | | | | | |

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定められた農用地利用集積計画によって成立する利用権の設定等にかかわる当事者間の法律関係

| 上 記 の 計 画 に 同 意 す る。 | | |
|------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|
| 利用権の設定を受ける者 | 住 所 | 氏 名 |
| | 同 上 | Ⓜ |
| 利用権の設定する者 | 住 所 | 氏 名 |
| | 同 上 | 公益財団法人 栃木県農業振興公社
理事長 Ⓜ |
| 利用権を設定する者以外の者で
利用権を設定する土地につき所有権
その他の使用収益権を有する者 | 住 所 | 氏 名 |
| | | |

あっせん農業委員・推進委員署名欄

2 共通事項 [機構が借受け地を貸付ける場合;個人・農地所有適格法人用]

この農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によって定められた農用地利用集積計画をいう。以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に規定する土地について、公益財団法人栃木県農業振興公社(以下「機構」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「農地耕作者」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除することを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないうとき。

(2) 借賃の支払猶予

機構は、農地耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、機構及び農地耕作者が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

農地耕作者は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 延滞損害金

ア 農地耕作者は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする延滞損害金を支払わなければならない。

イ 延滞損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 解除に伴う違約金

機構が、(1)の規定により賃借権の設定等を行った土地について当該権利を解除したときは、解除した年から貸借期間満了までに農地耕作者が機構に支払うべき借賃相当額を違約金として農地耕作者は機構に対し支払うことに同意するものとし、機構は当該違約金を耕作者に請求することができるものとする。

(7) 修繕及び改良

ア 機構は、農地耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他機構において、修繕することができない場合で機構の同意を得たときは、農地耕作者が修繕することができる。

この場合において、農地耕作者が修繕の費用を支出したときは、機構に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 農地耕作者は、機構の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が堅固である場合には機構の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 借賃の増減額請求

機構及び農地耕作者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(9) 借賃の減額

1の各筆明細に記載された借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額に比較して不相当となったときは、農地耕作者は農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の減額を請求することができ、機構は農地所有者に対して借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、機構及び農地耕作者が協議して定めるものとする。

(10) 境界の確認

農地耕作者は、農地所有者が当該土地と隣地との境界を機構へ明示した日以降、速やかに農地所有者から当該土地について境界の案内を受け、隣地との境界を確認するものとする。

境界の確認を行い問題がなかった場合、農地耕作者は「境界確認書」に記名押印し、機構に提出するものとする。

(11) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、農地耕作者が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持保存に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃借権及び使用貸借権の消滅

天災その他、機構及び農地耕作者並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、本計画は消滅する。

(13) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、農地耕作者は、その満了の日から30日以内に、機構に対して、当該土地を原状に回復して返還する。但し、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、農地耕作者は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

機構及び農地耕作者は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、機構、農地耕作者及び栃木県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(15) 権利取得者の責務

ア 農地耕作者は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 農地耕作者は、機構から求めがあった時は、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用状況について、機構に報告しなければならない。

(16) その他

ア 機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

イ 本計画に定めのない事項及びこの本計画に関し疑義が生じたときは、機構、農地耕作者及び栃木県が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 機構及び農地耕作者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 機構及び農地耕作者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|---------------------------------|-----------------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| | | |



2 共通事項 [機構が借受け地を貸付ける場合;農地所有適格法人以外の法人用]

この農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によって定められた農用地利用集積計画をいう。以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に規定する土地について、公益財団法人栃木県農業振興公社(以下「機構」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「農地耕作者」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除することを条件とする。

- ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
- イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- ウ 農地耕作者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者である場合は次のいずれかの事項。
 - ・農地耕作者が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - ・農地耕作者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ・農地耕作者が法人である場合にあっては、業務を執行する役員のいずれもが法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(2) 借賃の支払猶予

機構は、農地耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、機構及び農地耕作者が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

農地耕作者は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 延滞損害金

ア 農地耕作者は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする延滞損害金を支払わなければならない。

イ 延滞損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 解除に伴う違約金

機構が、(1)の規定により賃借権の設定等を行った土地について当該権利を解除したときは、解除した年から賃借期間満了までに農地耕作者が機構に支払うべき借賃相当額を違約金として農地耕作者は機構に対し支払うことに同意するものとし、機構は当該違約金を農地耕作者に請求することができるものとする。

(7) 修繕及び改良

ア 機構は、農地耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他機構において、修繕することができない場合で機構の同意を得たときは、農地耕作者が修繕することができる。

この場合において、農地耕作者が修繕の費用を支出したときは、機構に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 農地耕作者は、機構の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には機構の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 借賃の増減額請求

機構及び農地耕作者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(9) 借賃の減額

1の各筆明細に記載された借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額に比較して不相当となったときは、農地耕作者は農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の減額を請求することができ、機構は農地所有者に対して借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、機構及び農地耕作者が協議して定めるものとする。

(10) 境界の確認

農地耕作者は、農地所有者が当該土地と隣地との境界を機構へ明示した日以降、速やかに農地所有者から当該土地について境界の案内を受け、隣地との境界を確認するものとする。

境界の確認を行い問題がなかった場合、農地耕作者は「境界確認書」に記名押印し、機構に提出するものとする。

(11) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、農地耕作者が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持保存に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃借権及び使用貸借権の消滅

天災その他、機構及び農地耕作者並びに土地所有者の責に帰すべき理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、本計画は消滅する。

(13) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、農地耕作者は、その満了の日から30日以内に、機構に対して、当該土地を原状に回復して返還する。但し、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、農地耕作者は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

機構及び農地耕作者は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、機構、農地耕作者及び栃木県が協議の上、真にやむを得ない認められる場合はこの限りではない。

(15) 賃借権又は使用貸借権が終了した場合の原状回復

賃借権又は使用貸借権が終了したときは、農地耕作者は、その終了の日から10日以内に、機構に対して当該土地を原状に復して返還する。農地耕作者が原状に復することができないときは、機構が原状に回復するために要する費用を農地耕作者が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(16) 違約金の支払い

機構の責めに帰さない事由により借賃を終了させたこととなった場合には、農地耕作者は、機構に対し借賃料の貸借期間の残存期間に相当する金額を違約金として支払う。

(17) 権利取得者の責務

ア 農地耕作者は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 農地耕作者は、機構から求めがあった時は、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用状況について、機構に報告しなければならない。

(18) その他

ア 機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

イ 本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、機構、農地耕作者及び栃木県が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良工事名 | 機構及び農地耕作者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 機構及び農地耕作者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|-----------|---------------------------------|-----------------------------------|----|
| | | | |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| | | |

(別記様式第11号)

相続人代表者届

令和 年 月 日

私たちは、令和 年 月 日死亡した (氏名) _____
(住所) _____) の所有農地について、相続登記が
済むまでは、相続人の一人である _____ を代表者として定め管理を一任
します。

なお、代表者以外の者が相続した場合には、速やかに契約の変更を行います。

1. 相続人代表者

住 所 : _____

氏 名 : _____

2. 代表者の管理事項

農地の賃借（利用権の設定に限る）契約及び解約・変更、農地の賃借料の受領

3. 委任者

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

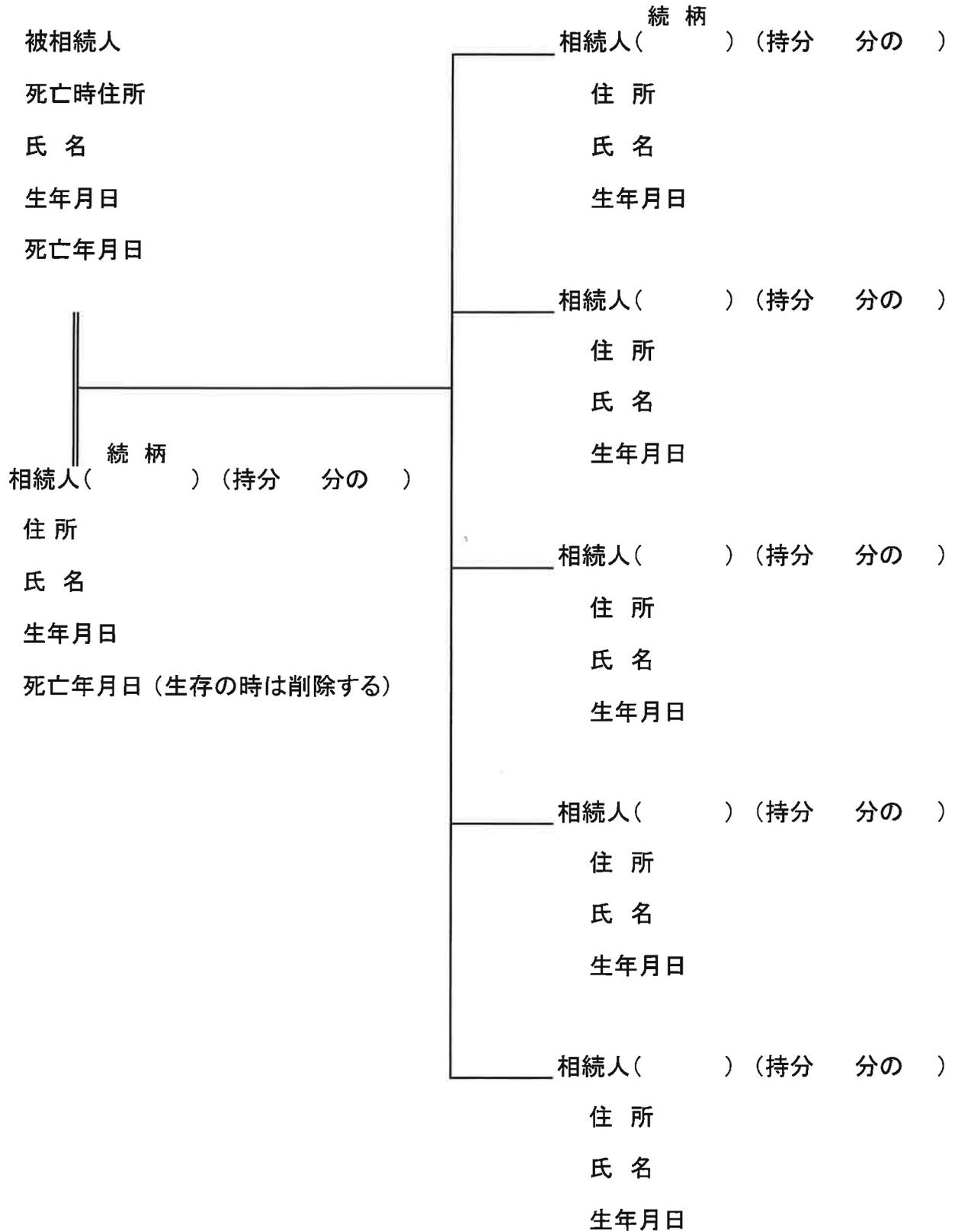
※ 添付書類

(1) 委任者全員の印鑑証明書 各1通

(2) 相続関係説明図 1部

被相続人

相続関係説明図



農地バンク事業の契約変更及び解約手続き一覧表

R5.6

■ 解 約

| 解約事項 | 申請者 | 契約方法 | 解約理由 | 申請書類 | 添付書類 |
|------------|------------|----------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 全部(一部)解約 | 農地所有者(出し手) | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納)、使用貸借 | 経営移譲、法人化、耕作者死亡等 | ①農地賃貸借(使用貸借)契約(一部・全部)解約申出書(様式1)
②農地賃貸借(使用貸借)契約(一部・全部)解約書(様式2-①)(2部作成)
③農地法第18条第6項の規定による通知書(様式3-①)(2部作成) | |
| | 耕作者(受け手) | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納)、使用貸借 | 経営移譲、法人化、耕作者死亡等 | ①農地賃貸借(使用貸借)契約(一部・全部)解約申出書(様式1)
②農地賃貸借(使用貸借)契約(一部・全部)解約書(様式2-②)(2部作成)
③農地法第18条第6項の規定による通知書(様式3-②)(2部作成) | |

■ 変 更

| 変更事項 | 申請者 | 契約方法 | 変更理由 | 申請書類 | 添付書類 |
|----------|------------|---------|----------------------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 1 契約者の変更 | 農地所有者(出し手) | 賃貸借(金納) | 農地所有者の死亡のため(相続人への変更) | ①農地賃貸借(使用貸借)契約者変更申出書(様式4-①)
②振込依頼書(参考7) | |
| | | 賃貸借(物納) | | ①農地賃貸借(使用貸借)契約者変更申出書(様式4-①)
②物納取扱依頼書(別紙2-②) | |
| | | 使用貸借 | | ①農地賃貸借(使用貸借)契約者変更申出書(様式4-①) | |
| | 耕作者(受け手) | 賃貸借(金納) | 耕作者の死亡のため(相続人への変更) | ①農地賃貸借(使用貸借)契約者変更申出書(様式4-②)
②預金口座振替依頼書(参考6)※以前に農地バンクへ提出している場合は不要 | |
| | | | 耕作者の死亡のため(相続人以外への変更) | ※解約後、再配分 | |
| | | | 経営移譲のため | ※解約後、再配分 | |
| | | 賃貸借(物納) | 耕作者の死亡のため(相続人への変更) | ①農地賃貸借(使用貸借)契約者変更申出書(様式4-②)
②物納取扱依頼書(別紙2-②) | |
| | | | 耕作者の死亡のため(相続人以外への変更) | ※解約後、再配分 | |
| | | | 経営移譲のため | ※解約後、再配分 | |
| | | 使用貸借 | 耕作者の死亡のため | ※契約の継続はできないため解約 | |

| 変更事項 | 申請者 | 契約方法 | 変更理由 | 申請書類 | 添付書類 |
|---------------------|----------------|----------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2
賃借料、面積の変更 | 農地所有者
(出し手) | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納) | 賃借料の見直しのため等 | ①農地賃貸借(使用貸借)契約変更申出書(様式5)
②農地賃貸借(使用貸借)契約変更契約書(様式6-①)(2部作成)
③【金納から物納へ変更】物納取扱依頼書(別紙2-②)
【物納から金納へ変更】振込依頼書(参考7) | |
| | | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納)、使用貸借 | 収用等による面積の変更 | ①農地賃貸借(使用貸借)契約変更申出書(様式5)
②農地賃貸借(使用貸借)契約変更契約書(様式6-①)(2部作成) | |
| | 耕作者
(受け手) | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納) | 賃借料の見直しのため等 | ①農地賃貸借(使用貸借)契約変更申出書(様式5)
②農地賃貸借(使用貸借)契約変更契約書(様式6-②)(2部作成)
③【金納から物納へ変更】物納取扱依頼書(別紙2-②)
【物納から金納へ変更】預金口座振替依頼書(参考6)※以前に農地バンクへ提出している場合は不要 | |
| | | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納)、使用貸借 | 収用等による面積の変更 | ①農地賃貸借(使用貸借)契約変更申出書(様式5)
②農地賃貸借(使用貸借)契約変更契約書(様式6-②)(2部作成) | |
| 3
賃借料の振込先・振替先の変更 | 農地所有者
(出し手) | 賃貸借(金納) | 賃借料の振込先の変更のため | ①変更届(様式7) | |
| | 耕作者
(受け手) | 賃貸借(金納) | 賃借料の振替先の変更のため | ①変更届(様式7)
②預金口座振替依頼書(参考6) | |
| 4
住所・法人代表者の変更 | 農地所有者
(出し手) | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納)、使用貸借 | 住所の変更のため | ①変更届(様式7) | 住民票又は運転免許証の写し |
| | 耕作者
(受け手) | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納)、使用貸借 | 住所の変更のため | ①変更届(様式7) | 住民票又は運転免許証の写し |
| | | 賃貸借(金納)、賃貸借(物納)、使用貸借 | 法人代表者の変更のため | ①変更届(様式7) | 登記事項証明書の写し |



農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 年 月 日

農業委員会会長 様

(賃貸人)住 所

氏 名 ㊟

(賃借人)住 所 栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号

公益財団法人 栃木県農業振興公社
氏 名 理事長 ㊟

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1. 賃貸借の当事者の氏名等

| 当事者 | 氏名 | 住 所 |
|-----|-----------------|--------------------|
| 賃貸人 | | |
| 賃借人 | 公益財団法人栃木県農業振興公社 | 栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号 |

2. 土地の所在等

市町名 :

| 土地の所在
大字 | 地 番 | 地 目 | | 面 積
(㎡) | 備 考 |
|-------------|-----|-----|-----|------------|-----|
| | | 台 帳 | 現 況 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 賃貸借契約の内容

別紙 各筆明細書（賃貸借契約書）の写しのとおり

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

同条第1項第2号に該当

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

- ・賃貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日
- ・賃貸借の更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
- ・賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
- ・賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

7 その他参考となるべき事項



農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 年 月 日

農業委員会会長 様

(貸貸人)住 所 栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号
公益財団法人 栃木県農業振興公社
氏 名 理事長 ㊟

(賃借人)住 所
氏 名 ㊟

下記土地について貸貸借の合意解約をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1. 貸貸借の当事者の氏名等

| 当事者 | 氏名 | 住 所 |
|-----|-----------------|--------------------|
| 貸貸人 | 公益財団法人栃木県農業振興公社 | 栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号 |
| 賃借人 | | |

2. 土地の所在等

市町名 :

| 土地の所在
大字 | 地 番 | 地 目 | | 面 積
(㎡) | 備 考 |
|-------------|-----|-----|-----|------------|-----|
| | | 台 帳 | 現 況 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 貸貸借契約の内容

別紙 各筆明細書（貸貸借契約書）の写しのとおり

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

同条第1項第2号に該当

5 貸貸借の解約の申入れ等をした日

- ・ 貸貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日
- ・ 貸貸借の更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
- ・ 貸貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
- ・ 貸貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

7 その他参考となるべき事項

(様式4-① 出し手用)

農地賃貸借（使用貸借）契約者変更申出書



令和 年 月 日

公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 様

(出し手相続人)

住 所

氏 名

印

年 月 日付で公告のあった賃貸借（使用貸借）契約について、所有者死亡のため、契約者を変更したいので申し出ます。

記

1 変更 旧契約者
新契約者

2 利用権の種類 (賃貸借(金納) ・ 賃貸借(物納) ・ 使用貸借) ※該当する箇所に○印

3 相続登記 (済 ・ 未) ※該当する箇所に○印

※相続登記が未完了の場合は、書類送付先と振込先のみの変更となります。

※相続登記完了後に契約者変更となりますので、完了後は速やかにご連絡ください。

4 土地の表示

市町名：

| 土地の表示
大字 | 地 番 | 地 目 | | 面積 (㎡) | 賃料
(金納：円
物納：kg) | 備考 |
|-------------|-----|-----|-----|--------|-----------------------|----|
| | | 登記簿 | 現 況 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

関係書類

- (1) 振込依頼書（金納契約のみ）
- (2) 物納取扱依頼書（物納契約のみ）

(様式4-② 受け手用)



農地賃貸借（使用貸借）契約者変更申出書

令和 年 月 日

公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 様

(受け手相続人)

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで公告のあった賃貸借（使用貸借）契約について、耕作者死亡のため、契約者を変更したいので申し出ます。

記

1 変更 旧契約者
新契約者

2 利用権の種類 (賃貸借(金納) ・ 賃貸借(物納)) ※該当する箇所には○印

3 土地の表示

市町名：

| 土地の表示
大字 | 地 番 | 地目 | | 面積 (m ²) | 賃料
(金納：円
物納：kg) | 備考 |
|-------------|-----|-----|-----|----------------------|-----------------------|----|
| | | 登記簿 | 現 況 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

関係書類

- (1) 預金口座振替依頼書（金納契約のみ）※以前に農地バンクへ提出している場合は不要
- (2) 物納取扱依頼書（物納契約のみ）



農地賃貸借(使用貸借)契約変更契約書

年 月 日 付けで公告のあった賃貸借(使用貸借)契約について、両当事者合意の上、下記のとおり変更契約を締結した。

令和 年 月 日

(利用権を設定する者) 住所
氏名 (印)

(利用権の設定を受ける者) 住所 宇都宮市一の沢2丁目2番13号
公益財団法人 栃木県農業振興公社
氏名 理事長 (印)

記

1. 変更内容

2. 設定された利用権

| 変更事項
(該当欄に☑して下さい) | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> 利用権の種類 | 金納・物納
(いずれかに○をつけてください) | 金納・物納
(いずれかに○をつけてください) |
| <input type="checkbox"/> 面積 | m ² | m ² |
| <input type="checkbox"/> 借賃
(年額) | (金納) 円 | (金納) 円 |
| | (物納) kg | (物納) kg |
| <input type="checkbox"/> 品種・銘柄等 | | |

賃料変更の場合の適用開始時期: 令和 年度の賃料から適用

3. 土地の表示

別紙のとおり

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、計画とともに各自1通を保有する。

また、本契約書の写しを ○○市 へ提出する。



農地賃貸借(使用貸借)契約変更契約書

年 月 日 付けで公告のあった賃貸借(使用貸借)契約について、両当事者合意の上、下記のとおり変更契約を締結した。

令和 年 月 日

(利用権を設定する者) 住所 宇都宮市一の沢2丁目2番13号
公益財団法人 栃木県農業振興公社
氏名 理事長 (印)

(利用権の設定を受ける者) 住所
氏名 (印)

記

1. 変更内容

2. 設定された利用権

| 変更事項
(該当欄に☑して下さい) | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> 利用権の種類 | 金納・物納
(いずれかに○をつけてください) | 金納・物納
(いずれかに○をつけてください) |
| <input type="checkbox"/> 面積 | m ² | m ² |
| <input type="checkbox"/> 借賃
(年額) | (金納) 円 | (金納) 円 |
| | (物納) kg | (物納) kg |
| <input type="checkbox"/> 品種・銘柄等 | | |

賃料変更の場合の適用開始時期: 令和 年度の賃料から適用

3. 土地の表示

別紙のとおり

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、計画とともに各自1通を保有する。

また、本契約書の写しを ○○市 へ提出する。

(様式7)



変 更 届

令和 年 月 日

公益社団法人栃木県農業振興公社 理事長 様

申出者

住 所

氏 名

Ⓜ

賃貸借（使用貸借）契約について、以下の事項を変更しますので、書類添付の上、お届けいたします。

※変更する該当項目のみ記載してください。

| 変更事項
(該当欄に
☑して下さい) | 変更前 | 変更後 | 添付書類 |
|------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住所 | □□□□ - □□□□ | □□□□ - □□□□ | 住民票又は
運転免許証
の写し |
| <input type="checkbox"/> 法人代表
者役職
名・法人
代表者名 | (代表者役職名) | (代表者役職名) | 登記事項証
明書の写し |
| | (代表者名) | (代表者名) | |
| <input type="checkbox"/> 口座情報 | (口座名) 農協
銀行
金庫 | (口座名) 農協
銀行
金庫 | (出し手)
振込先が契
約者本人以
外の場合、
委任状及び
依頼書

(受け手)
預金口座振
替依頼書 |
| | (支店名) 本店
支店 | (支店名) 本店
支店 | |
| | (種類) 当座 ・ 普通 | (種類) 当座 ・ 普通 | |
| | (口座番号)
□□□□□□□□□□ | (口座番号)
□□□□□□□□□□ | |
| | (口座名義フリガナ) | (口座名義フリガナ) | |
| | (口座名義) | (口座名義) | |